○中国地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
津山市高野本郷字唐戸一八七八番一四から同市高野本郷字毘沙門一八八一番まで	前	八・五〇～一八・〇〇メートル	〇・〇八六キロメートル
	後	九・七〇～一九・五〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	津山市高野本郷字唐戸一八七八番一四から同市高野本郷字毘沙門一八八一番まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市美袋字杉ノ本一〇一番一から同市美袋字杉ノ本一〇一番一まで	前	一八・〇〇～一九・〇〇メートル	〇・〇二九キロメートル
	後	二二・〇〇～二三・五〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
総社市美袋字仮屋敷二七九番一から同市美袋字仮屋敷三一一番一まで	前	二一・〇〇～二五・〇〇メートル	〇・〇二六キロメートル
	後	二二・五〇～三二・〇〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	総社市美袋字杉ノ本一〇一番一から同市美袋字杉ノ本一〇一番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	総社市美袋字仮屋敷二七九番一から同市美袋字仮屋敷三一一番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊予市大平字曽根甲一三八一番三から同市市場字宮領甲九四一番一地先まで	後	一二・五八～一三・〇五メートル	〇・八六五キロメートル
伊予市米湊字山本二六六番一から同市上吾川字松本甲一番二地先まで	前	一二・一一～三〇・五〇	〇・二七四
	後	二一・六六～三〇・五〇	〇・二七四
伊予市下吾川字池田八八九番七から同市下吾川字馬塚一〇六〇番五まで	前	三二・九〇～三九・四五	〇・四一八
	後	三二・五〇～三九・四五	〇・四一八

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四国中央市川之江町字畑山三八〇三番から同市具定町字倉之内四八五番一まで	前 A・B・C	八・五〇～七八・二〇メートル	七・六八〇キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 D・E・F	三〇・〇〇～七一・五〇	六・四九〇	
	後 A	八・五〇～七八・二〇	七・六八〇	
	後 B・C・D・E・F・G	三〇・〇〇～七一・五〇	六・四九〇	